

【戦後①】

軍政府の直接統治下での制定ではあったが、圧力と受け取られないよう配慮がなされたと言われている。すでにフランクフルト国民議会（→227 頁）で（連邦制や政教分離などについて）アメリカ憲法もモデルとされていた。基本権カタログはヴァイマル憲法が基礎とされ、評議会でのアメリカ憲法の引証は多くない。同年 10 月にはソ連占領地域で「ドイツ民主共和国憲法」が発効し、東西ドイツの分裂が決定的となった。基本法 146 条は将来の統一後の憲法を予定し、憲法との名称は避けられたが、1990 年の東西ドイツ統一が基本法 23 条に基づく州の編入によるため、統一後も憲法として機能する。以下、ドイツ連邦共和国をドイツと称する。

【戦後②】

憲法裁判所の裁判官選任が政治問題化し、憲法公布後 9 年間設置できず、その間は規定に従い通常裁判所が合憲性判断を行った。

【戦後③】

第四共和国憲法で設置された憲法委員会も、「法律が憲法の改正にあたるか」を審理する機関であり、法律を違憲とすることも憲法前文との矛盾を審査することもできず、ほとんど開催されなかった。

【戦後④】

国内裁判所は直接的効力のある EC 法を優先適用し、国内法は EC 法に従って解釈される旨が定められた。国務院は 1989 年ニコロ事件で従来の判例を変更し、条約批准後に制定された国内法に対し条約が優先すると判示し、2004 年に憲法院は、EU 指令に反する法律を違憲であると判示するなど、判例を通じフランスにおける EU 法の優位が確立する。

【戦後⑤】

租税当局の懸念もあり設定は当初課税対象の会社にも認められたが、翌 2008 年に制限が撤廃された。ドイツ法も、信託は投資目的の投資会社法によるなど限定的で、この信託では受託者が信託財産に対する完全な所有権を有する。受託者に対する強制執行や破産につき委託者に異議や取戻しが認められているが、受託者の権限違反行為に基づく第三取得者への追求は、委託者にも受益者にも認められない。

【戦後⑥】

1972 年法は、「非嫡出子(enfants naturels)はその父母との関係において、嫡出子(enfants légitimes)と同一の権利及び同一の義務を有するとした。1972 年法は、「非嫡出子(enfants naturels)は、革命期の間法時代でも存続していた姦生子(enfants adultérins)と乱倫子(enfants incestueux)、未婚男女間の単純非嫡出子(enfants naturel simple)と扱いが異なった。不平等の解消は、ようやく 2001 年法による。

【戦後⑦】

キリスト教民主党やローマ教皇庁の反対もあり離婚法廃止の国民投票が 1974 年に行われたが、廃止に反対が 59.26%となり離婚制度は存続する。民法上離婚が合法化されると、(新たな関係からの子を嫡出子とするためもあって)教会裁判所では教会婚の婚姻無効^{nullitas matrimonii}を求める訴訟が激増した。無効宣言が認められる割合は高いが、長期にわたり多額の費用を要するために貧困層には利用が困難なことなど、改革が望まれた。

【戦後⑧】

これにより各種裁判所で異なっていた手続が統一された。またアルザス・ロレーヌ地方に適用されていたドイツ法的な特別法も廃止された。旧民事訴訟法の完全な廃止はようやく 2007 年簡素化法による。

【戦後⑨】

ドイツで多数消費者の被害救済を目的とした民事訴訟法のモデル確認訴訟(Musterfeststellungsklage)が導入されるきっかけになったのは、2015 年の自動車業界の排気ガス測定不正装置使用問題である。この事件では連邦消費者センター連合がモデル確認訴訟を提起し、原告名簿掲載の消費者は 41 万人以上となり、裁判外の和解へいたった。欧州でのアメリカ型クラス・アクションは、1996 年ポルトガルを嚆矢とする。